

信用金庫・信用組合の存在意義に関する一考察

—— 金融制度調査会および金融審議会の報告書を中心に ——

谷地宣亮*

要 旨

本稿では、信用金庫が会員の、信用組合が組合員の相互扶助を理念とし、非営利という特性をもつ協同組織金融機関であることを確認した。また、信用金庫の会員、信用組合の組合員が地域の中小企業および個人であることから、信用金庫・信用組合が中小企業金融の担い手であり、かつ地域金融の担い手として位置づけられてきたことも確認した。しかしながら、そもそも協同組織金融機関における相互扶助、非営利とは何か、相互扶助性ないし協同組織性が弱まってきているとされる中で、信用金庫・信用組合が協同組織形態をとり続ける必要はあるのか、信用金庫・信用組合にしかできないことは何か、信用金庫・信用組合と業務の面で競合する点の多い地域銀行とどのように差別化をはかるのか、信用金庫と地域信用組合のあり方、業域信用組合と職域信用組合のあり方はこれまでのままでよいのか、などの点については、これまで金融制度調査会や金融審議会の場では十分に議論がなされておらず、研究課題として残されていることを指摘した。

キーワード：協同組織金融機関，信用金庫，信用組合，相互扶助，非営利，
中小企業金融，地域金融

1. はじめに

内閣府に設置された規制改革・民間開放推進会議は、2006年12月25日に「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申 さらなる飛躍を目指して」を公表した¹。そこには、金融分野の具体的な規制改革の一項目として、「協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し【平成19年度検討開始】」が掲げられた。

* 日本福祉大学経済学部

1 この報告書が公表される前日の2006年12月24日、日本経済新聞は「信金・信組に『地銀型』」との見出しで次のように報じた。内容は、規制改革・民間開放推進会議の答申の提言を受け、「金融庁は信用金庫と信用組合の業態形態を抜本的に見直す方針を固めた。営業地域や貸出先について原則として規制をかけない『地方銀行型の信金・信組』と、従来通り地元の中小・零細企業を主な取引先とする『地元密着型』に再編する方向で検討する。」というものであった。

この答申を受けて、2007年6月22日には、「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定された。そこには、2007年度中に、協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が「我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか」を検討すること、そして「その役割を果たすため」の「業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する」ことが盛り込まれた。

これらの一連の動きを踏まえて、金融審議会金融分科会第二部会のもとに、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」が設置された。2008年3月28日に第1回会議が開催され、その後2009年6月19日まで、計16回にわたって議論が行われた。その結果が、同年6月29日に「中間論点整理報告書」として公表されている²。

本稿の主たる目的は、この「中間論点整理報告書」のポイントを整理すること、そしてそこから今後の研究課題を明らかにすることである。

本稿の構成は以下のものである。第2節では、協同組織金融機関とは何か、そしてわが国における協同組織金融機関、とりわけ信用金庫と信用組合の変遷の概略をみる。第3節では、金融制度調査会や金融審議会の議論の中で信用金庫・信用組合がどのように位置づけられ、どのような役割を期待されてきたのかについて振り返る。第4節では、信用金庫・信用組合と銀行との制度上の相違をみる。第5節では、信用金庫・信用組合と銀行とのデータ比較を行う。第6節では、2009年6月に公表された報告書のポイントを整理する。そして第7節では、今後の研究課題について述べて本稿をむすぶ。

2. 協同組織金融機関

(1) 協同組織金融機関とは

協同組織とは協同組合形式をとる組織のことである³。わが国には協同組合についての統一的法律はないが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の第22条をもってその定義とみなしている⁴。そこでは、次の要件を備え、かつ法律の規定に基づいて設立された組合の行為には、この法律の規定を適用しないことを定めている。その要件とは、小規模の事業者また

2 本報告書の素案は、ワーキング・グループの第15回会議（2009年5月29日）に提出された。日本経済新聞はその日の朝刊で次のように報じた。それは、「信金・信組の区分撤廃」を見出しとして、「金融庁は信用金庫と信用組合の業務規制上の垣根を撤廃する方向で検討に入る。中小・零細企業などに顧客を限定しているそれぞれの枠組みを一本化したうえで、新しい金融サービスを提供できるよう規制を緩和する案が軸となる見通しだ。業態を超えた競争を通じ、経営体力の弱い信金・信組の淘汰・再編を促す。規模の拡大などで経営改善が進めば、地域経済への資金供給の円滑化を後押しすることになりそうだ。」というものであった。

3 「協同組織金融の歴史から析出された思想・理論を集成し、将来を射程においてこの組織を展望したもの」(p.i)として長谷川(2000)がある。

4 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける「資料」および同ワーキング・グループ「第1回会議事録」による。

は消費者の相互扶助を目的とすること、任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、または脱退することができること、各組合員が平等の議決権を有すること、組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令または定款に定められていること、である。

1989年5月15日に発表された金融制度調査会金融制度第一委員会の中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」によると、協同組織金融機関は、「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」であり、「そもそも中小企業、農林漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたもの」である。

わが国では、協同組織金融機関として、信用金庫（以下、信金）、信用組合（以下、信組）、労働金庫および農林系統金融機関の4つの業態が存在する。信金は、中規模ないし小規模零細企業、個人金融を活動分野としている。信組は、さらに3つに分けることができる。地域信用組合は小規模零細企業金融、個人金融を、業域信用組合は小規模零細企業金融を、そして職域信用組合は個人金融を行っている。労働金庫は労働者団体およびその構成員を含む広義の個人金融を行っている。農林系統金融機関は、農林漁業金融および個人金融を活動分野としている。本稿の以下の部分では、協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループの報告書が検討の対象とした信金・信組をとりあげることにする。

(2) 信用金庫・信用組合の変遷

ここで、信金・信組の沿革についてみておこう⁵。

わが国に信用組合制度を導入しようとしたのは、品川弥二郎と平田東助の二人である。1891（明治24）年、松方内閣の内務大臣であった品川が内閣法制局部長であった平田に信用組合法案を想起させ、11月28日に第2帝国議会の貴族院に上程した。しかし同年12月25日に議会在解散したことにより、法案は審議未了、廃案となった。法案は不成立となってしまったが、両者は信用組合の設立のための実践活動を展開していった。そして、掛川信用組合が1892年にわが国最初の信用組合として設立された。これは、現在、掛川信用金庫となっている⁶。

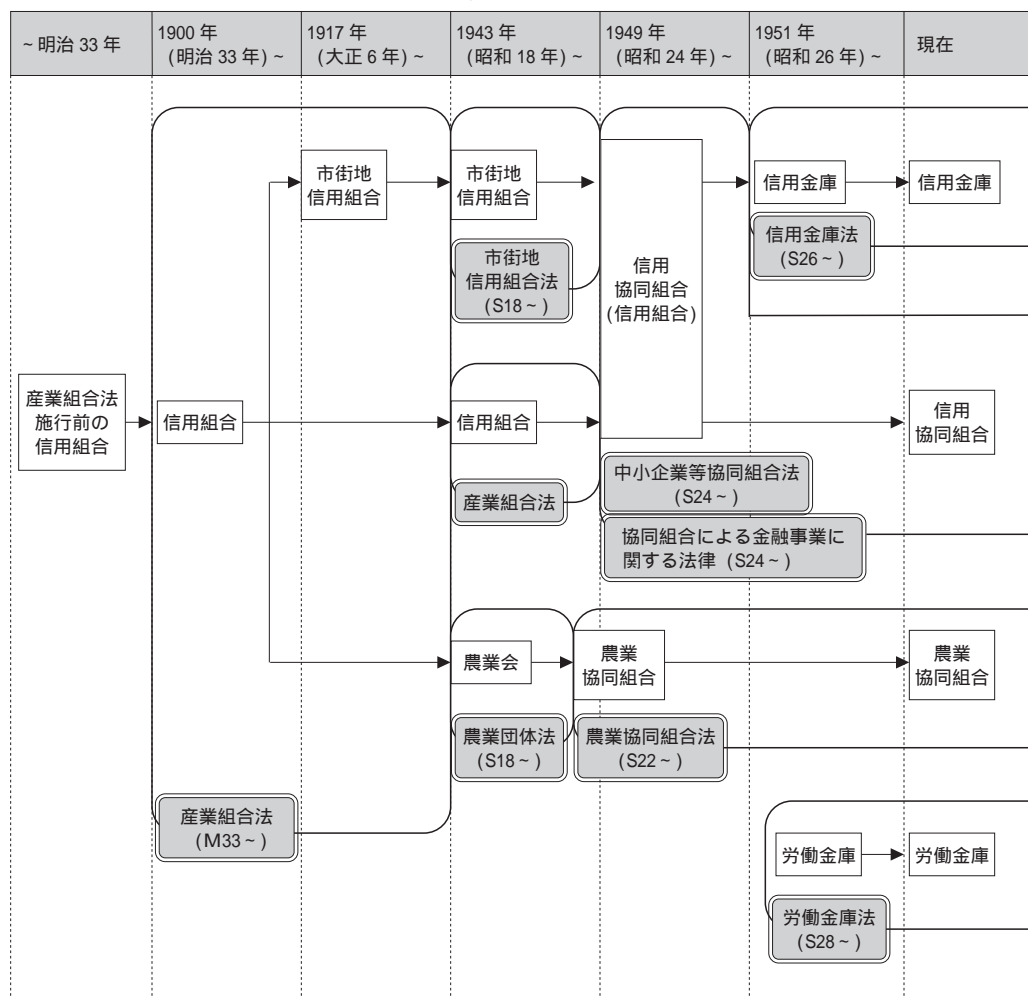
信用組合法案が廃案となった後、協同組合の法制化の主導権は農商務省に移った。農商務省が1897年に提出した産業組合法案（第1次）は審議未了となったが、法案を再検討し、1900年2

5 本節の以下の部分は、『信用組合史』、『信用組合史 別巻』および『信用金庫50年史』に依拠している。また、これらに基づいていることを明示している岩坪（2009b）、明示はしていないが基づいているとみられる『信用金庫読本（第7版）』、さらには鹿野（2006）、高橋（2009）、金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける「資料」および同ワーキング・グループ「第1回会合議事録」なども参考にした。

6 掛川信用金庫のHPにある「ご挨拶」には次のように書かれている。「当金庫は二宮尊徳翁の高弟岡田良一郎が明治12年11月24日資産金貸附所の中に勤業資金積立組合を設立したのが創始で、明治25年掛川信用組合、昭和27年掛川信用金庫に改組し今日に至っております。」

(http://www.kakeshin.co.jp/about_us.html)

図表 1 協同組織金融機関の変遷



(出所) 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける「資料」。

月に産業組合法案（第2次）を議会に提出した。これは、一部修正のうえ成立し、産業組合法として1990年3月7日に公布され、9月1日に施行された。これにより、購買・販売・生産の事業組合とともに、信用事業を行う組合を産業組合としてはじめて法制化し、信用組合が金融組織として位置づけられた。

工業化・都市化の進展に伴い、都市部の中小商工業者向け金融環境の整備が課題となった。そこで、1917（大正6）年、産業組合法を改正し、都市部において従来の信組の業務を拡充し、金融業務を専業とする市街地信用組合制度を産業組合法の中に創設し、員外預金、手形割引の取扱いを認めた。

1943（昭和18）年になると、産業組合法から市街地信用組合制度を分離するための市街地信用組合法が制定された。これにより、市街地信用組合は、都市における中小商工業者、勤労者そ

の他庶民大衆のための金融機関として性格づけられた。

第二次世界大戦の後の1949年には、中小企業等協同組合法と協同組合による金融事業に関する法律が制定された。前者により、市街地信用組合、産業組合法による信用組合、商工協同組合法によって信用事業を行う商工協同組合などで引き続き信用事業を営むものは、すべて信用協同組合として統合された。後者は、健全経営の確保・預金者保護の観点から、信用協同組合を銀行に準じて監督・規制するためのものである。

中小企業等協同組合法に基づく改組最終期限直後（1950年9月末）には、信用協同組合は629であった。前身組合別分布は、市街地信用組合からの改組が435組合、信用組合からの改組が136組合、商工協同組合からの改組が16組合、新設が42組合であった。また、業態別分布は、地域を主体とするもの586組合、職場を主体とするもの19組合、同業者を主体とするもの24組合であった。

業態別分布は2つに大別される。第1は、かつての市街地信用組合のように、一定の地域における地縁的、人縁的な結びつきを基盤とし、その地域の中小企業および一般大衆が利用する金融機関として機能するもので、員外預金を取り扱っている組合である。これは信用協同組合の93.2%を占めていた。第2は、特定の事業者または勤労者を基盤とし、組合員間の相互扶助的な利用を目的とするもので、預金および貸出ともに組合員のものだけを扱う組合である。

このように2つの異なる性格をもつ信用組合を1つの法律のもとにおこうとしたことに無理があった。市街地信用組合から信用組合への改組日の3日前、大規模市街地信用組合を中心に有志が集まり、中小企業金融機関設立期成同盟会が結成された。ここを中心に、協同銀行法案要綱（案）がまとめられた。要綱案は、協同組合組織とするのではなく相互社会的なものにして、金融機関としての機能拡大を求めたものである。その後、協同銀行法案要綱案は、中小企業銀行法案要綱、さらには組合銀行法案要綱へと形を変えつつ、銀行化の方向性を一段と鮮明にしていった。

このような期成同盟の動きに対して、大蔵省も信組を中小企業等協同組合法から独立させたいと考えていた。しかし、中小企業金融の円滑化という観点から、協同組織の形態を変更することについては反対であった。

金融機関としての機能の拡大を求める信組を念頭に、中小企業等協同組合法から分離するための法律、信用金庫法が1951年6月15日に公布・施行された⁷。1951年6月15日の信用金庫法施行時に信用組合は653あった。改組最終期限である1953年6月14日までに560組合が信用金庫へと改組する一方⁸、協同組織の色彩の強い72組合はそのまま信用組合として残ることを選択した。また合併・解散等により消滅した組合が21あった。

7 1950年10月4日、大蔵省がはじめて「信用金庫」という名称を用いた信用金庫法案要綱を発表した（『信用金庫50年史』p.73）。当初、信用金庫法案は政府提案の予定であった。しかし、立法化に必要な連合軍総司令部の承認が得られなかったため、政府による法案の提出を断念し、議員立法という形で国会に提出された（自由、民主、社会の3党共同提案）。

8 静岡県下で1金庫が新設されたため、信用金庫の総数は561となった（『信用金庫50年史』p.83）。

3. 信用金庫・信用組合の存在意義

1951年に信用金庫法が制定されて以降、協同組織金融機関としての信金と信組が並存してきた。本節では、金融制度調査会や金融審議会等において、信金・信組の存在意義がどのように論じられてきたのかについて、その概略をみていくことにする⁹。

(1) 「協同組織による中小企業金融制度に関する中間答申」

1956年6月に設置された金融制度調査会は、翌年9月以降、専門委員会あるいは小委員会を設けて協同組織による中小企業金融制度の問題を議論した¹⁰。その結論は、「協同組織による中小企業金融制度に関する中間答申」として1958年5月に大蔵大臣に提出された。ここでは、「協同組織による中小企業金融制度としては、現在信用金庫、信用組合及びそれらの中央機関である連合会ならびに商工組合中央金庫がある。これらは、中小企業ないし零細企業のために協同組織体としての特色を生かし、中小金融の面においてその機能を発揮することを期待されているものである」としている。このように、この答申では信金・信組を中小金融の担い手として位置づけている。ただし、「信用金庫と信用組合制度との間の根本的調整については、他の金融機関全般の業務分野の調整が検討される際あらためて採り上げること」とされ、検討課題として残された。

(2) 「中小企業金融制度のあり方」

次に中小企業金融制度の問題が金融制度調査会でとりあげられたのは、1966年6月に設置された中小企業金融問題特別委員会においてである¹¹。特別委員会は答申案「中小企業金融制度のあり方」をまとめた。1967年10月、金融制度調査会においてこの答申案が了承され、同日、大蔵大臣に提出された。

この答申では、中小企業金融を専門とする機関が必要であると結論されている。その根拠として示されているのは次の3点である。第1は、中小企業金融の安定性である。都市銀行等の行う中小企業金融は景気に左右され、安定性の面で問題があることを指摘している。第2は、中小企業に適した金融である。専門性を持たない金融機関が中小企業の一般的性格を十分理解し、また、個々の中小企業の経営内容を熟知してきめ細かい経営上のアドバイスを与えながら金融を行うことは、事実上無理があることを指摘している。第3は、わが国中小企業金融の特殊性である。中小企業が経済全体に占める比重が大きいため、大企業との付加価値生産性の格差が著しく、この

9 協同組織金融機関の存在意義については、例えば、安田ほか(2007)や日本協同組合学会編集『協同組合研究』第26巻第3号(2007年)の特集「存在意義が問われる協同組織金融機関の展望」などを参照。

10 『信用組合史』pp. 361-382, 『信用金庫50年史』pp. 109-118。

11 『信用組合史』pp. 698-757, 『信用金庫50年史』pp. 168-179。

改善のためには中小企業に対する長期安定資金の供給の確保が必要であること、中小企業の資金調達における金融機関への依存度が高いこと、をあげている。

特別委員会では、民間の中小企業金融専門機関である信金、信組、および相互銀行の3種類をそのまま存続させるか、2種類に集約するかという議論がなされた。

川口弘委員（中央大学教授）が提出した試案は3種類の金融機関を存続させるというものであった。末松玄六委員（名古屋大学教授）は、信金と相互銀行を中小企業銀行として一本化し、信組は存続させるという試案を提出した。滝口吉亮大蔵省銀行局・金融制度調査官の試案は、株式会社組織の専門機関と協同組合組織の専門機関の2種類にし、相互銀行は前者に、信組は後者に、そして信金のうち機能の拡充を希望するものは前者に、協同組織を維持したいものは後者に移行させるというものであった。

議論の結果、3種類の制度を存続させるという結論に達した。理由として、中小企業は規模や業態の面で多種多様であるので、それぞれにふさわしいパイプを用意しておくことが望ましい、急激な変革は混乱を生むおそれがあり好ましくない、2種類にした場合、株式会社組織の専門機関または中小企業銀行の融資は中小企業のうちでも大きいものや中堅企業に片寄りおそれがある一方、協同組合組織の専門機関または信用組合だけでは、資金量も限られており、中位以下の中小企業や小規模零細企業に対する融資に断層が生じ、また、融資が円滑になされないおそれがある、ことがあげられている。

このように、「中小企業金融制度のあり方」では、中小企業専門金融機関が必要であることが結論され、そしてそれを担うのが信金、信組、相互銀行であることが再確認されている。しかしながら、ここでも「それぞれの金融機関のあり方については再検討を加えることが適当であろう」と検討課題のまま残された。

(3) 「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」

金融制度調査会は、中小企業金融専門機関等のあり方について審議し、1980年11月に「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」を答申した¹²。ここでは、中小企業への資金の安定的供給、中小企業の多様性に即した金融、地域経済に密着した活動、を理由として、中小企業専門金融機関が必要であるとしている。そして、中小企業金融を担う機関として、信金、信組、相互銀行の3種類を維持することが適当であると結論している。

(4) 「協同組織形態の金融機関のあり方について」

金融の自由化・国際化が進展する中、1988年2月、金融制度調査会は金融制度第一委員会と金融制度第二委員会を設置した¹³。第一委員会は、同年5月に「相互銀行制度のあり方について」

12 『信用金庫50年史』 pp. 260-262.

13 『信用金庫50年史』 pp. 315-318.

において、相互銀行の普通銀行への転換を認めることが適切であるとの報告をまとめた。

引き続き、第一委員会は協同組織金融機関のあり方についての検討を行い、1989年5月に「協同組織形態の金融機関のあり方について」として中間報告をまとめ公表した。ここでは、第2節で引用したように、協同組織金融機関の種類や活動分野、そして設立目的などについて述べた後、中小企業等の分野を専門とする金融機関の存在が今後とも必要であるとの認識を示している。

この中間報告は、中小企業等の分野を専門とする金融機関が協同組織形態をとることが十分合理的であるものと考えられるとし、理由を2つあげている。第1は、利用者ニーズへの的確かつきめ細やかな対応である。「協同組織金融機関は地縁・人縁を基盤としていることから、利用者である会員・組合員のニーズの把握が容易であり、また非営利の相互扶助組織であって、業務及び組織の運営上、会員・組合員の利益が第一義的に考慮されることから、利用者ニーズに即したきめ細やかな金融サービスの提供が可能となる」としている。第2は、長期的な観点に立った適切な金融仲介機能の発揮である。「協同組織金融機関にあつては、資金の借り手は原則として会員又は組合員であり、貸し手である金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため、貸出を行う際、長期的な観点から、借り手の立場に立った幅広い与信判断がなされることが期待される」としている。

さらに、協同組織金融機関の地域金融機関としての側面をとりあげている点をこの中間報告の特徴として指摘することができる。すなわち、信金、地域信用組合（および農林系統金融機関）といった「地域を基盤とする金融機関は、地域から資金を吸収し、それを地域に還元するという役割を担っており、地域経済の活性化・個性化が我が国の重要な課題とされる中、その役割は一層増大していくものと考えられる」としている。

協同組織金融機関が地域金融の担い手であることについては、1990年2月の金融制度調査会金融制度第一委員会の中間報告「地域金融のあり方について」においてもとりあげられた。

(5) リレーションシップバンキング

協同組織金融機関の役割を直接的に論じたものではないが、信金・信組を地域銀行（地方銀行および第二地方銀行）と並んで地域金融の担い手として位置づけたのが、リレーションシップバンキング¹⁴についての一連の報告書である。

2003年3月、金融審議会金融分科会第二部会は「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を発表した。ここでリレーションシップバンキング（以下、リレバン）とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」¹⁵ のことであり、そ

14 リレーションシップバンキングについては、例えば、村本（2005）、内田（2007）、滝川（2007）などを参照。

15 「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」p. 3.

の本質は「長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること」¹⁶である。2003年の報告書において、信金と信組は、地方銀行や第二地方銀行と並んで、リレバンの中心的な担い手とされた。

リレバンの取組みは、2003年度から2つのアクションプログラムのもと4年間にわたって推進された。リレバンの取組みは「緊急時対応」として始まったものであるが、2007年度以降は通常の監督行政の枠組みの中で推進されることになった。そのことを示したのが、金融審議会金融分科会第二部会が2007年4月に発表した「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」である。

この報告書の補論として「協同組織金融機関について」がおかれている。そこでは、「地域の小規模事業者を主要な顧客としている協同組織金融機関は、地域密着型金融のビジネスモデルが相対的に当てはまりやすい存在であり、今後とも、小規模事業者を対象とする地域密着型金融の担い手となることが期待される」とされている。そして、「協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしつつ、会員・組合員でもある取引先の身の丈に合った地域密着型金融への取組みが必要」とであるとされた。ただし、地域密着型金融はリレバンを言い換えたものである。

以上より、信金・信組は、一貫して、中小企業金融の担い手として位置づけられてきたことが、そしてさらに近年はそれを一層発展させる形で、地域経済の活性化などを視野に入れた地域金融の担い手としての役割を期待されていることがわかった。

4. 信用金庫・信用組合と銀行との制度比較

1951年に信用金庫法が制定されて以降、幾度かの法改正を経て、現在の信金・信組がどのような制度になっているのか、また銀行とはどのような点で異なっているのかを示したのが図表2である。

信用金庫法第1条は、「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性に鑑み、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」と定めている。

信用組合の根拠法である中小企業等協同組合法第1条は、「この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的

16 「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理」p. 3.

図表 2 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点

	信用金庫	信用組合	銀行	
1. 法律	信用金庫法	中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律	銀行法 会社法	
2. 目的	国民大衆のために金融の円滑を図り、 その貯蓄の増強に資する	組合員の相互扶助を目的とし、組合 員の経済的地位の向上を図る	国民大衆のために 金融の円滑を図る	
3. 組織	会員・組合員の出資による協同組織		株式会社	
4. 議決権等	・会員・組合員は出資額に関わりなく1人につき1個の議決権 ・総会（総代会）において議決権を行使 （総代会を設置する場合には、会員等から選ばれた総代で構成）		・株主は1株につき 1個の議決権 ・株主総会において 議決権を行使	
5. 配当制限	出資配当は出資額の年1割以下 （信用金庫定款例）	出資配当は出資額の年1割以下（法律）	制限なし （株主総会で決議）	
6. 地区	定款記載事項（定款変更は認可事項）		制限なし	
7. 会員・組合員 資格	地区内において、 ・住所又は居所を有する者 ・事業所を有する者 ・勤労に従事する者		制限なし	
事業者について の制限	従業員300人又は資本金9億円以下等	従業員300人又は資本金3億円以下 等		
8. 出資 金の 最低 限度	特別区・ 指定都市	2億円	2,000万円	20億円
	その他	1億円	1,000万円	
9. 業務	員外預金	制限なし	原則 組合員	制限なし
	例 外 量的 制限		例外 組合員以外の者の預金の受け 入れは、預金及び定期積金の総額の 20%を超えてはならない	
	員外貸出	原則 会員・組合員		制限なし
例 外 量的 制限	例外 以下 ・ の条件に合致するものは会員・組合員以外の者への貸出可 貸出総額の20%を超えてはならない			
例 外 貸付先 制限	預金等を担保とする貸付け等 3年以上会員であった事業者に 対する一定期間内貸付け（いわ ゆる卒業生金融）も可	預金等を担保とする貸付け等		
10. ディスク ロージャー	半期開示（法令上努力規定あり）		四半期開示（上場銀行） 半期開示（非上場銀行）	
11. 外部監査	預金等総額200億円以上の金庫は必須	預金等総額200億円以上、かつ、員外 預金比率が10%以上の組合は必須	必須	

（出所）図表1と同じ。

とする。」としている。さらに協同組合による金融事業に関する法律の第1条は、「この法律は、協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組織による金融の発展を図ることを目的とする。」としている。

このように、信金と信組は、株式会社形態をとる銀行とは異なり協同組織形態をとる金融機関である。信組については、中小企業等協同組合法第1条に組合員の相互扶助を目的とすることが明記されている。ところが、信金の根拠法である信用金庫法第1条は、相互扶助を目的とすることを明記していない。そこで、同法第7条をみると、次に掲げる金庫は私的独占禁止法第22条

第1号に掲げる要件を備える組合とみなす、としている¹⁷。私的独占禁止法第22条第1号とは、第2節でみたように、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。」というものである。ここでいう小規模事業者とは、信用金庫法第7条に定めがあり、それは「常時使用する従業員の数が300人を超えない事業者」、「その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者」のいずれかに該当する者のことである。現在、政令で定める金額は資本金9億円である。換言すると、「常時使用する従業員の数が300人を超えない事業者」、「その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者」のいずれかの条件を満たす事業者を会員とする信用金庫は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的と」しているとみなされ、独占禁止法の適用を受けないということである。したがって、間接的ではあるが、信金も「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とする」協同組織金融機関であるといえるのである。

信金・信組は会員・組合員の出資額の多寡に関わらず一人につき一個の議決権をもつ。それに対し、株式会社形態をとる銀行の株主は一株につき一個の議決権をもっている。出資配当については、信用金庫・信用組合とも年1割以下と定められているのに対し、銀行は特に制限はなく、株主総会での決議事項となっている。

信金は会員を、信組は組合員を対象として事業を行っている。会員・組合員となるための資格は地区を前提として定められている。信金も信組も、自ら活動地区の範囲を決め、それを定款に記載しなければならない。例えば活動地区を拡大するには定款の変更が必要になるが、その変更は内閣総理大臣の認可がなければならない。定款が定める地区外に店舗を設けたり、地区外で事業活動したりすることはできない。このように、信金・信組は限定された地域で事業活動を行う組織であることから、地域金融の担い手としての役割が期待されるのである。銀行は活動地区に関する縛りはない。

会員・組合員となるための資格は、地区内に住所または居所を有する者、地区内に事業所を有する者、地区内において勤労に従事する者、となっている。事業者については、信用金庫では従業員300人又は資本金9億円以下、信用組合では従業員300人又は資本金3億円以下、でなければならない¹⁸。つまり、会員・組合員となることができるのは、地区内の住民、勤労者、中小企業であり、大企業にはその資格がないのである。このことから、信金・信組は、中小企業金融（および個人金融）の担い手であることがわかる。

17 同様の規定は、信用組合の根拠法の1つである中小企業等協同組合法の第7条にもある。ただし、ここでは、「資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者」、「常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者」のいずれかを満たせば、独占禁止法第22条第1号の要件を備える組合とみなす、としている。

18 信組では、卸売業は100人又は1億円、小売業50人又は5,000万円、サービス業100人又は5,000万円、となっている。

図表 3 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点（税制）

		信用金庫	信用組合	銀行
国	法人税	税率		
		22/100		30/100
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の特例		一括評価金銭債権の合計額 × 貸倒実績率 又は 一括評価金銭債権の合計額 × 法定繰入率 (3/1000)	
税		貸倒引当金の計算方法として、以下のいずれかを選択可 ・一括評価金銭債権の合計額 × 貸倒実績率 又は ・一括評価金銭債権の合計額 × 法定繰入率 (3/1000) 貸倒引当金の繰入限度額は、上記により計算した金額の 116%相当額へ割増可 (適用期限：平成 21 年 3 月 31 日)		特例なし 一括評価金銭債権の合計額 × 貸倒 実績率
	印紙税	預金通帳：非課税 預金証書：課税 (1 万円未満非課税) 受取書：課税 (会員・組合員あて及び 3 万円未満非課税)		預金通帳：課税 預金証書：課税 受取書：課税 (3 万円未満非課税)
地	固定	事業用不動産（事務所及び倉庫に限る）の課税標準の特例		
		通常の課税標準となるべき価格の 3/5 (注 2)		特例なし
	事業税	所得割額のみ ・所得割 所得のうち、 年 400 万円以下の部分...5% 年 400 万円超の部分...6.6%		付加価値割額、資本割額及び所得割 額の合算額 ・付加価値割...0.48% ・資本割...0.2% ・所得割 所得のうち、 年 400 万円以下の部分...3.8% 年 400 万円超 ~年 800 万円以下の部分...5.5% 年 800 万円超の部分...7.2%
地方	事業所	課税標準の特例 通常の課税標準となるべき事業所床面積・従業者給与総額のそれ ぞれ 2 分の 1		特例なし
税	税 (注 1)			

(注 1) 本来の事業の用に供する施設に係る事業所等において行う事業に対して課す場合。

(注 2) 平成 19 年度税制改正において特例措置を見直し、1/2 (従来) 3/5 となった。なお、経過措置は以下のとおり。

預金等の額が 5,000 億以上であるもの：課税標準となるべき価格の 3/5 に、平成 19 年度：53/60、平成 20 年度：56/60 をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。

以外のも：課税標準となるべき価格の 3/5 に、平成 19 年度：52/60、平成 20 年度：54/60、平成 21 年度：56/60、平成 22 年度：58/60 をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。

(注 3) 法人税率の差は住民税に、固定資産税の課税標準の特例は都市計画税に、それぞれ影響。

(出所) 図表 1 に同じ。

次に預金と貸出についてみよう。銀行は、これらについては基本的に制限はなく、誰からでも預金を受け入れることができるし、また誰にでも貸出を行うことができる。信金と信組との間では、預金の取扱いについて大きな違いが存在する。信金は員外預金について制限はないため、誰からでも預金を受け入れることが可能である。しかし、信組は原則として預金は組合員からの受け入れに限定されている。ただし、例外として、預金及び定期積金の総額の 20% を超えない範囲で員外預金の受け入れが可能となっている。貸出については、信金・信組とも、原則として、会員・組合員を対象として行わなければならない。ただし、総貸出額の 20% を超えない範囲で、預金等を担保とする貸出は認められている。信金については、いわゆる卒業生金融も認められている。

次に、信金・信組と銀行の税制面での相違をみてみよう。それを示したのが図表 3 である。

信金・信組は銀行とは違い、税制面で優遇されている。国税の法人税率は、銀行が100分の30であるのに対して、信金・信組は100分の22である。また、国税である印紙税、地方税である固定資産税、事業税等についても、信金・信組は優遇措置を受けている。

5. 信用金庫・信用組合と銀行とのデータ比較

信用金庫法施行に伴う改組期間の満了（1951年6月14日）後の信金および信組の数のピークは、年度ベースでみると、信金が1953年度の559金庫、信組が1968年度の542組合であった¹⁹。

図表4は1990年度以降の信用金庫数の推移および減少理由の内訳を示したものである。2009年3月末では279の金庫が存在している²⁰。1990年度と比較すると約4割減少していることがわかる。減少の理由は、多くが合併によるものである。同時点における信金の会員数は9,311,661、出資金は7,192億円となっている。

図表5は1990年度以降の信用組合数の推移および減少理由の内訳を示したものであり、2009年3月末では162の組合が存在している²¹。162組合のうち、地域信用組合が117、業域信用組合が27、そして職域信用組合が18である。1990年度と比較すると、信組の数は約6割も減少している。信金と比べると、経営破綻による減少が多くみられる点が特徴である。同時点での信組の組合員数は3,698,170、出資金は2,914億円である。

図表6は、各種金融機関について、機関数、店舗、預金残高および貸出残高を2009年3月末の時点で比較したものである。信金、信組は、先にみたように、合併等により数を減らしてきており、それに伴って店舗数も減らしてきている。しかし、信金全体では、本店、支店、出張所を合わせて7,671店舗あり、構成比でみると33.1%と地方銀行の32.1%よりも高くなっている。信組は1,785店舗（構成比7.7%）となっている。信金と信組をあわせると構成比は40.8%となり、信金・信組が顧客との接点を多くもっていることがわかる。

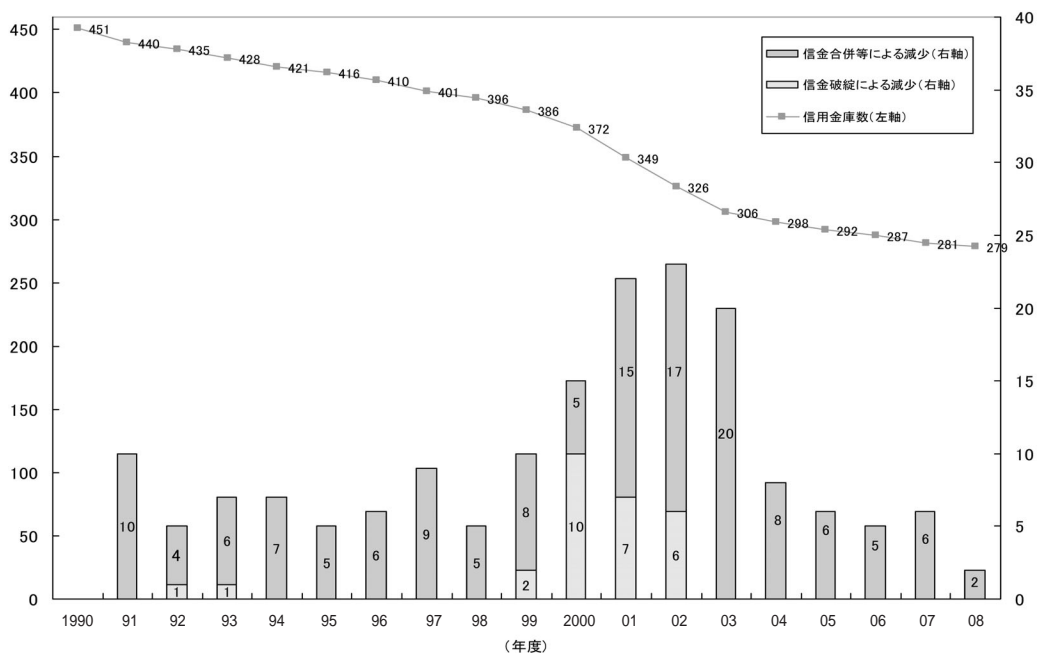
預金残高についてみると、信金は115.5兆円（構成比12.2%）、信組は16.4兆円（同1.7%）となっている。信金の預金残高は第二地方銀行のほぼ2倍となっている。毎年3月末の数字でみると、信金と信組はともに、2002年から毎年、わずかではあるが残高を増やしてきている。

貸出残高については、信金は64.9兆円（構成比10.9%）、信組は9.4兆円（同1.6%）となっている。これも毎年3月末の数字でみると、信金は2004年から、信組は2003年から、少しずつ

19 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおける「資料」より。

20 2009年度に入り、7月には羽後信用金庫と秋田ふれあい信用金庫が合併し羽後信用金庫、10月には西中国信用金庫と岩国信用金庫と下関職員信用組合が合併し西中国信用金庫、そして11月に八戸信用金庫とあもり信用金庫と下北信用金庫が合併して青い森信用金庫が誕生した。

21 2009年度に入り、下関職員信用組合が西中国信用金庫と岩国信用金庫と合併し西中国信用金庫、中ノ郷信用組合と城北信用組合が合併し中ノ郷信用組合となった。

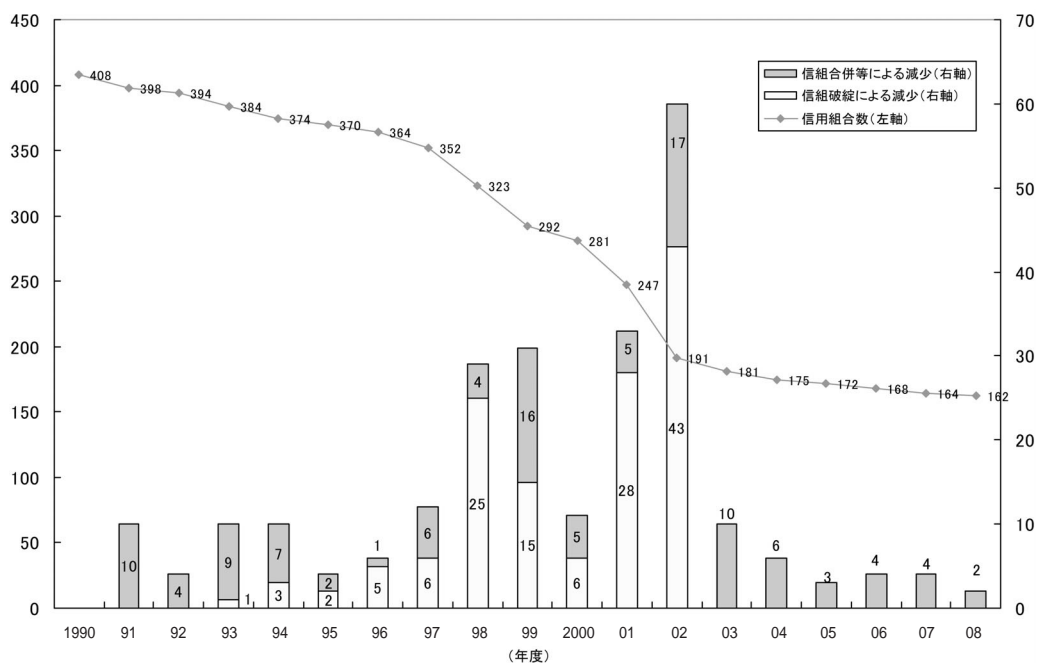


図表 4 信用金庫数の推移および減少理由内訳

(注) 「平成 19 年度預金保険機構年報」ほか各種資料から作成。

(出所) 金融審議会金融分科会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ (2009)。

ただし横軸を平成から西暦に直した。



図表 5 信用組合数の推移および減少理由内訳

(注) 「平成 19 年度預金保険機構年報」ほか各種資料から作成。

(出所) 図表 4 に同じ。

増やしてきている。

図表 7 は業態別の預貸率の推移を示したものである。2007 年度の数字をみると、普通銀行の預貸率が 70% を超えているのに対し、信金は 55.8%、信組は 57.5% と普通銀行を大きく下回っている。信金・信組ともに預貸率を下げていることがわかる。ちなみに、2009 年 3 月末では、信金が 56.2%、信組が 57.5% となっている。そして図表 8 は業態別の預証率の推移を示したものである。預証率については、ほぼどの業態でも同様の傾向がみられ、上昇してきている。2007 年度は、信金が 28.5%、信組が 19.0% である。2009 年 3 月末では、信金が 28.1%、信組が 20.0% となっている。信金が受け入れた預金のうち貸出および有価証券の保有に向かわなかった資金の多くは、その中央機関である信金中央金庫への預け金として、そして信組については全国信用協同組合連合会への預け金として運用される²²。

最後に、図表 9 は業態別中小企業向貸出残高の推移を示したものである。国内銀行、信金、信組のいずれもが、近年、中小企業向貸出残高を減らしてきていることがわかる。2009 年 3 月末時点における中小企業向貸出残高は、国内銀行が 185.8 兆円、信金が 42.7 兆円、そして信組が 9.4 兆円となっている。

図表 6 機関数、店舗、預金残高および貸出残高の比較

(2009 年 3 月末)

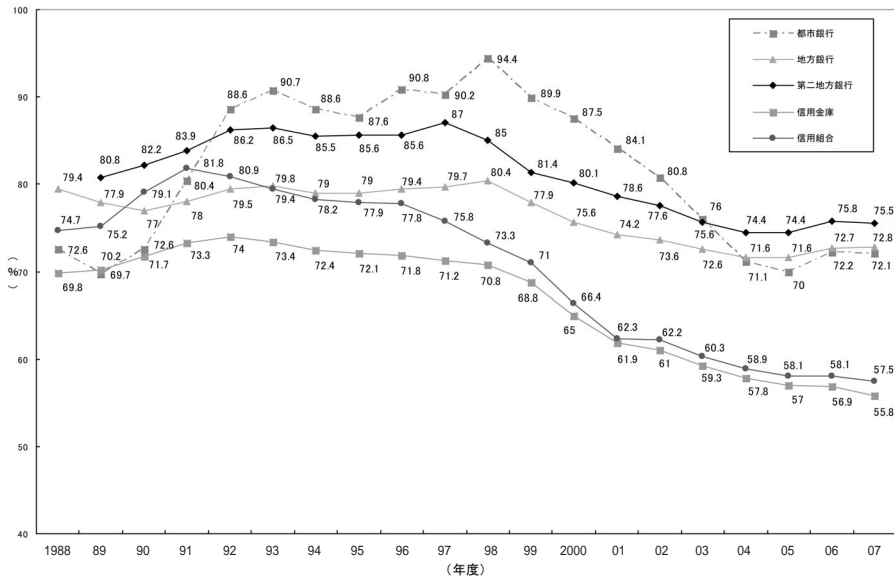
	機関数	店 舗		預金残高		貸出金残高	
		数	構成比%	兆円	構成比%	兆円	構成比%
都市銀行	6	2363	10.2	279.6	29.4	195.2	32.8
地方銀行	64	7441	32.1	205.1	21.6	154.8	26.0
第二地方銀行	44	3253	14.0	56.7	6.0	43.6	7.3
信用金庫	279	7671	33.1	115.5	12.2	64.9	10.9
信用組合	162	1785	7.7	16.4	1.7	9.4	1.6
労働金庫	13	668	2.9	15.7	1.7	10.1	1.7
農業協同組合	除く	除く	-	83.3	8.8	23.5	3.9
ゆうちょ銀行	除く	除く	-	177.5	18.7	-	-
政府系金融機関	除く	除く	-	-	-	94.2	15.8
合 計	568	23181	100	949.8	100	595.7	100

(注) 計数は国内店ベースである。

(資料) 全国銀行協会連合会編『金融』2009 年 9 月号、全国信用組合中央協会「全国信用組合主要動定」、全国労働金庫協会「全国労働金庫の 2008 年度決算概況表」より筆者作成。

22 信金中央金庫は信用金庫法に基づいて設置されており、全国の信用金庫を会員とする協同組織中央機関である。また、全国信用協同組合連合会は中小企業等協同組合法に基づいて設置された、全国の信用組合を組合員とする協同組織中央機関である。ただし、信用金庫法、中小企業等協同組合法には、中央機関という規定はなく、連合会という規定がある。連合会は、単位組織を会員・組合員とする協同組織金融機関であるが、法令の上では単位組織と同列の協同組織金融機関であり、その設立は任意である。

2008 年 3 月の平均残高ベースでみると、連合会への預け金は、信金が約 20 兆円、信組が約 4 兆円である（「中間論点整理報告書」pp. 13-14）。また、図表 8 の（注 2）も参照。

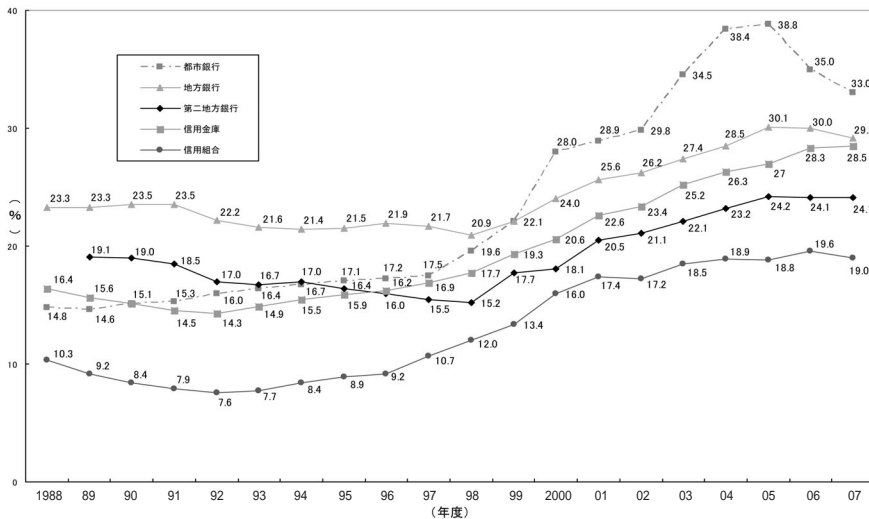


図表7 業態別の預貸率の推移

(注1) 資料：「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

(注2) 第二地方銀行は1989年2月以降の転換によることから、1988年度は算出してない。

(出所) 図表4に同じ。



図表8 業態別の預証率の推移

(注1) 資料：「全国信用金庫概況」ほか各種資料より作成。

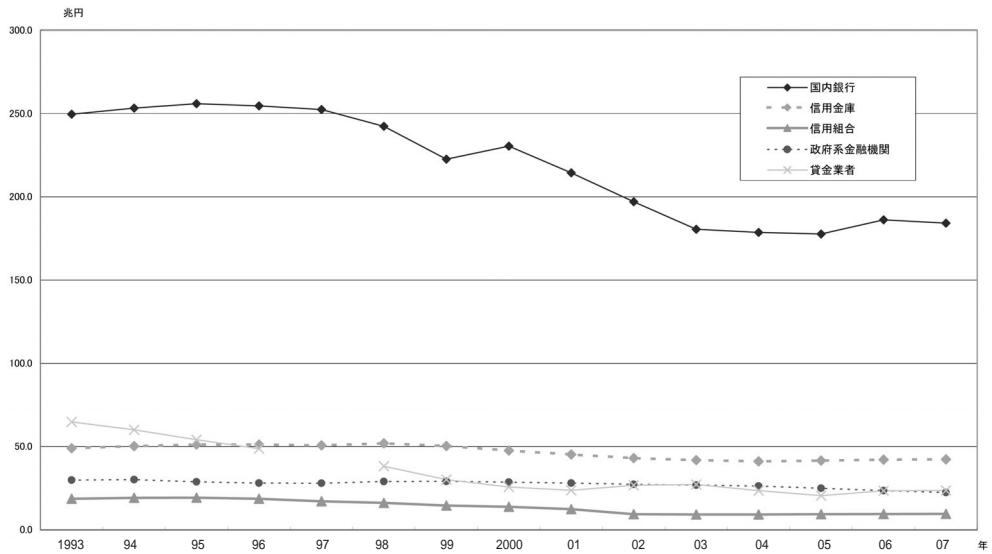
(注2) 信用金庫・信用組合については、別途中央機関への預託を通じて有価証券に投資している部分がある。2008年3月期の数値は以下のとおり。

各信用金庫から信金中金への預託 19.9兆円 信金中金による有価証券投資 16.7兆円
(各単体信用金庫の預金量等の総計に対する割合は14.7%)

各信用組合から全信組連への預託 3.8兆円 全信組連による有価証券投資 3.1兆円
(各単体信用組合の預金量等の統計に対する割合は19.0%)

(注3) 第二地方銀行は1989年2月以降の転換によることから、1988年度は算出してない。

(出所) 図表4に同じ。



図表9 業態別中小企業向け貸出残高

資料：中小企業庁ホームページ「2008年版中小企業白書 - 金融機関別中小企業向け貸出残高」ほかを再編加工。

(注) 1. 中小企業向け貸出残高とは、資本金3億円<1億円>(卸売は1億円<3,000万円>、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円<1,000万円>)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人<サービス業は50人>、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人及び個人企業)への貸出しを指す。<>内は2000年3月以前の定義を指す。

2. 信用金庫における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体、海外円借款、国内店名義現地貸を除く貸出残高。
3. 信用組合における中小企業向け貸出残高とは、個人、地方公共団体などを含む総貸出残高。
4. 政府系金融機関 = 商工組合中央金庫 + 中小企業金融公庫 + 国民生活金融公庫
5. 各年12月の貸出残高及びその割合。
6. 消費者金融は各年度末残高。1998年3月末は集計されていない。

(出所) 図表4に同じ。

6. 協同組織金融機関のあり方に関する「中間論点整理報告書」

(1) 背景と中間論点整理報告書の論点

1989年に「協同組合組織の金融機関のあり方について」が発表された後、金融制度調査会金融制度第一委員会作業部会は、1990年7月に「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」を発表した。この報告以降、金融制度調査会や金融審議会場で協同組織金融機関制度そのものを取りあげ、本格的に議論を行うことはなかった。

今般、協同組織金融機関のあり方が議論されるきっかけとなったのは、第1節でも述べたように、2006年12月に規制改革・民間開放推進会議が「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」を公表したことである。この答申を受けて政府は、2007年度中に、協同組織金融機関の役割、業務および組織のあり方についての検討をはじめめることを閣議決定した。検討の場は、金融審議会金融分科会第二部会のもとに設置された「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」においてであり、2008年3月28日から2009年6月19日まで計16回にわたって審議が行われた。審議の結果が2009年6月29日に「中間論点整理報告書」として公表された。

この報告書では、前節でみたような信金・信組の現状を踏まえ、5つの論点を提言している²³。それは、地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割、業態別のあり方、ガバナンスのあり方、業務等のあり方、連合会（中央機関）のあり方、である。本節では、この報告書の中でも特にとに焦点をあて、そのポイントを整理する。

(2) 検討の視座

報告書の「検討の視座」の部分では、まず、協同組織金融機関の相互扶助・非営利という理念を確認し、そのうえで協同組織金融機関の存在意義を明らかにしている。「協同組織金融機関は、本来、相互扶助を理念とし、非営利という特性を有するもの」であり、「その基本的性格は、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立された」点にある。「このような協同組織金融機関の基本的性格や、その背景にある相互扶助という理念は、地域金融及び中小企業金融の専門金融機関としての協同組織金融機関に求められる役割を最大限発揮するために活かされる必要がある。このことは、金融・資本市場の発展が見られる今日においてもなお、また、地域経済の疲弊や格差の問題が指摘される今日であるからこそより一層、あてはまるものと考えられる。」

また、協同組織金融機関の役割が中小企業金融および地域金融の担い手であることについて、次のような表現でも確認をしている。「協同組織金融機関の本来の役割は、相互扶助という理念の下で、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくことであり、この役割を十全に果たすべく、協同組織金融機関には、税制上の軽減措置が講じられている。協同組織金融機関は、この本来の役割を果たし、地域経済・中小企業に対する円滑な資金提供を通じて地域の資本基盤整備や雇用の確保に積極的に貢献していくことが重要である。」

次の点を指摘しておきたい。ここでは、信金・信組における相互扶助・非営利についての実態がどのようになっているのかを問うことなく、中小企業金融および地域金融の担い手として信金・信組には存在意義があるとしている。しかし、いま、相互扶助・非営利という理念の実態がどうなっているのかを問うことこそが重要なのではないだろうか。

(3) 協同組織金融機関が果たす役割

報告書の「地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割」の部分では、協同組織金融機関に期待される機能として、中小企業金融機能、中小企業再生支援機能、生活基盤支援機能、地域金融支援機能、コンサルティング機能、の5点をあげている。は「業績不振の中小企業経営者や多重債務者に対するきめ細かい対応や、地域で生活支援活動を行っている団体に対する協力・支援」のことである。は「商店街の活性化、ニュービジネスの育成

23 なお、本報告書において協同組織金融機関とは信金と信組を指す。

等、地域の再生に積極的に関わっていくこと」がその内容である。

信金・信組は、取引先の状況や自分の規模・特性に応じて、 から 示されたような「機能を適切に組み合わせることにより、協同組織性の強みである、きめの細かい金融サービス」を提供することが重要である、とされている。

ここでは次の点を指摘しておきたい。信金・信組が協同組織金融機関であるが故に、 から 示されたような機能を地域銀行に比べれば発揮しやすいということではできであろう。しかし、地域への密着度を高めようとしている地域銀行も同様の取組みを行う中で、協同組織形態をとる信金・信組にしかできないことはあるのか、あるとすればそれは何かを明らかにすることが必要である。

(4) 業態別のあり方

「業態別のあり方」の部分では、 協同組織金融機関と地域銀行のあり方、 信用金庫と地域信用組合のあり方、 業域信用組合と職域信用組合のあり方、 新たな形態の可能性、の4点について論じている。

について、近年、信金・信組と地域銀行の業務はほぼ同様のものとなってきている。しかし、利用者の利便性の観点からすると、「サービスやその提供方法の選択肢が多様である方が」よい。したがって、信金・信組は地域銀行と横並びの発展を目指すのではなく、「協同組織金融機関としての本来の強みを十分に活かす」ことが必要であり、そのためには、「例えば、地域の中小企業のニーズに対応した資金融通、情報提供、コンサルティング等のきめの細かいサービスの提供に経営資源を投入するなど、業務の『選択と集中』」を図ることが望まれるとしている。

について、信金と地域信用組合は、会員・組合員資格や預金の受入れについては制度的な相違があり、また貸出先については実態上の相違がある²⁴。しかしながら、地域における中小企業金融の担い手としては大きな相違はなく、さらに「両者の預金・貸出金や店舗数の推移、中小企業貸出の状況を見」ても、「一方が他方に対して際立った特性のある金融機関とは必ずしも言えない」ことも事実である。このようなことから、「信用金庫と地域信用組合を別の制度として引き続き維持する意義・必要性や持続可能な協同組織金融機関の業態のあり方などについて、根本に遡り、多面的に検討していくことが」必要であるとしている。

について、業域信用組合と職域信用組合は、「業種や職業を同じくする者による組織という意味では、本来的には協同組織金融機関の原点であって、業域信用組合や職域信用組合は他の金融機関から融資を受けにくい中小企業や個人に、その業務や職業を発展させていくために必要となる資金を融通すること等を使命としてきて」いる。しかし、実態は必ずしもそうとはいえないところもある。したがって、「業域信用組合と職域信用組合の今日的意義は何か、業務範囲や行

24 取引先について、「信用金庫は従業員10名以下、地域信用組合は従業員4名以下の中小企業等が多いという相違」があるという。

為規制等に関して信用金庫や地域信用組合と同様に扱う必要性があるのか等の問題意識に立って、業域信用組合と職域信用組合のあり方について、根本に遡り、多面的に検討していくこと」が必要であるとしている。

について。「小規模の事業者や消費者のうち、比較的风险が高い層に対する使い勝手のよい金融サービスが手薄」である。そこで、「小規模の事業者・消費者の相互扶助を使命とする協同組織金融機関の原点に立ち返り、例えば、小規模の事業者や消費者の生活支援に特化し、協同組織性を発揮しうる新たな金融機関の設立・活用について検討することが望ましい」としている。

7. おわりに

本稿では、信金および信組が、会員・組合員の相互扶助を理念とし、非営利という特性をもつ協同組織金融機関であることをみてきた。また、会員・組合員が地域の中小企業および個人であることから、信金・信組は中小企業金融（および個人金融）の担い手であり、かつ地域金融の担い手として位置づけられてきたことをみた。協同組織金融機関である信金・信組が、地域銀行などととともに、中小企業金融、そして地域金融を担っているのが現状である。

筆者は、設立当初からこれまでのところでは、協同組織金融機関である信金・信組が中小企業金融（および個人金融）の担い手として、また地域金融の担い手として重要な役割を果たしてきたと考えている。また、これまでの信金や信組がそうであったように、融資対象を中小企業（および個人）に限定した金融機関は今後のところでも必要であると考えている。しかしながら、中小企業金融という専門性をもつ金融機関が協同組織形態をとり続ける必要があるのか否かについては、筆者自身まだ結論を得るに至っていない。

本稿でとりあげたいいくつかの報告書をみても、

そもそも協同組織金融機関における相互扶助、非営利とは何か、

あるいは、それを問わないとしても、

相互扶助性ないし協同組織性が弱まってきているとされる中で、信金・信組が協同組織形態をとり続ける必要はあるのか、

さらにまた、信金・信組が協同組織形態をとることが必要だとして、

信金・信組にしかできないことは何か、

については、その根本にまで遡っての議論はなされていない。

今般の「中間論点整理報告書」では、信金・信組が存在意義をもつこと、ならびに、それが存続することを前提として、連合会の機能強化やガバナンスの強化といったテクニカルに対応可能な部分について、いくらか踏み込んだ提言を行っている。しかし、協同組織形態をとる信金・信組が、

業務の面で競合する点の多い地域銀行とどのように差別化をはかるのか、

については、利用者の利便性の観点から議論がなされているにすぎず、また、

信金と地域信用組合のあり方、業域信用組合と職域信用組合のあり方はこれまでのままでよいのか、
 については、「金融を巡る情勢が安定してきた段階で」、「根本に遡り、多面的に議論していくことが考えられる」と議論が先送りされている。

いま必要なのは、協同組織金融機関の存在意義（ ）を現代的な視点でとらえなおしたうえで、中小企業金融や地域金融を協同組織金融機関である信金や信組が担うことが必要であるとすれば、それはどのようにあるべきか（ ）を検討することであると筆者は考える。今後、金融審議会等の場で行われるであろう議論を見守ると同時に、筆者自身の研究課題としたい。

なお、これらの諸点を議論するためには、信金・信組の歴史を遡って検討することが必要であることはいうまでもない。また場合によっては、諸外国の事例も参考となるであろう。それに加えて、経済学的なアプローチを採用することも必要だろう。最後に、村本（2009）の研究を紹介して本稿をむすぶことにする。村本（2009）は協同組織金融機関についての考え方を経済学のフレームワークで整理することを試みている。そこでは、協同組織を相互扶助性（非営利）と理解するなら内部補助の理論や保険の理論で、メンバー性としてみる場合にはクラブ財の理論で整理することができることを示している。また、協同組織の地区に注目すれば密度の経済性の理論やネットワークの経済性の理論が有効であることを示している。

参考文献（URL 最終確認日：2009年11月30日）

- 岩坪加紋（2009a）「信用金庫・信用組合の現状と動向 環境変化と取引実態」岩佐代市編『地域金融システムの分析』中央経済社、第4章。
- 岩坪加紋（2009b）「協同組織金融の理念と現実 これまでとこれから」岩佐代市編『地域金融システムの分析』中央経済社、第5章。
- 内田浩史（2007）「リレーションシップバンキングの経済学」筒井義郎・植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』日本経済新聞社、第1章。
- 規制改革会議（2007）「規制改革推進のための3か年計画」2007年6月22日閣議決定。
 (<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaiikaku/publication/2007/0622/index.html>)
- 規制改革・民間開放推進会議（2006）「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申 さらなる飛躍を目指して」2006年12月25日。
 (http://www8.cao.go.jp/kisei-kaiikaku/old/minutes/meeting/2006/10/item_1225_04.pdf)
- 金融制度調査会金融制度第一委員会（1989）「協同組織形態の金融機関のあり方について」1989年5月15日。（全国銀行協会連合会編『金融』1989年6月号。）
- 金融制度調査会金融制度第一委員会（1990）「地域金融のあり方について」1990年6月20日。（全国銀行協会連合会編『金融』1990年7月号。）
- 金融審議会金融分科会第二部会（2003）「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」2003年3月27日。
 (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20030327-1.pdf>)
- 金融審議会金融分科会第二部会（2007）「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を」2007年4月5日。
 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20070405/02.pdf)
- 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ（2009）「中間

論点整理報告書」2009年6月29日。

(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090629-1/01.pdf)

金融審議会金融分科会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ(2005)「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理」2005年3月28日。

(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20050328-3.pdf>)

鹿野嘉昭(2006)『日本の金融制度(第2版)』東洋経済新報社。

全国信用協同組合連合会20年史編纂室(1976a)『信用組合史』。

全国信用協同組合連合会20年史編纂室(1976b)『信用組合史 別巻』。

全国信用金庫協会(2006)『2006年版 信用金庫職員のための経済金融ガイド』。

全国信用金庫協会50年史編纂室(2002)『信用金庫50年史』。

高橋克英(2009)『信金・信組の競争力強化策』中央経済社。

滝川好夫(2007)『リレーションシップ・バンキングの経済分析』税務経理協会。

長野幸彦監修・全国信用金庫協会編(2003)『信用金庫読本(第7版)』金融財政事情研究会。

長谷川勉(2000)『協同組織金融の形成と動態』日本経済評論社。

村本孜(2005)『リレーションシップ・バンキングと金融システム』東洋経済新報社。

村本孜(2009)『協同組織金融機関の理論的整理とガバナンス 内部補助理論, クラブ財理論などによる試み』『社会イノベーション研究』第4巻第1号。

安田原三・相川直之・笹原昭五編(2007)『いまなぜ信金信組か』日本経済評論社。